

本人確認書類のご提示等に関するお願い

当金庫では次のお取引をいただく際には、窓口にて以下に記載の本人確認書類原本をご提示いただくことにより、ご本人さまの確認をさせていただいております。

振り込め詐欺等犯罪に利用される恐れのある普通預金口座の開設を未然に防ぎ、被害拡大を抑制するための取扱となりますので、ご協力を宜しくお願いいたします。

なお、その際にはご提示いただきました本人確認書類の内容について、法律に基づき金融機関に義務付けられた記録・保存のため、コピーまたは転記させていただきますのでご了承ください。

◆ 当金庫窓口で初めてお取引いただく個人のお客さまが普通預金を開設される場合

ご留意事項

◆ 当金庫ではマネー・ローンダリング防止の観点より、ご本人さまの確認につきましては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)を踏まえ、当金庫が必要と判断する方法により実施させていただいております。

◆ ご本人さま以外の方が代理人として口座開設などにご来店された場合には、口座名義人と代理人の双方のご本人さまの確認と、続柄・関係の確認をさせていただきます。

◆ ご本人さまになりすまして取引を行ったり、虚偽の氏名、住所、生年月日を申告することは、犯罪収益移転防止法により禁じられています。

◆ ご本人さまであることを確認できない場合には、お取引をお受けできないことがあります。

★ 個人のお客さま

イ. いずれか1点

- 運転免許証
- 旅券(パスポート)
- 住民基本台帳カード
(顔写真付き)
- 身体障害者手帳
- 戦傷病者手帳
- 外国人登録証明書
- 療育手帳
- その他 官公庁から発行・発給された書類(顔写真付き)

(注)

① 口. のうち1点は必ずA書類としてください。

② A書類のいずれか1点と、公共料金領収書(氏名、住所の記載のあるもの)でも結構です。

※ ご不明な点は窓口にお問い合わせ下さい。

口. いずれか2点

A書類

- 国民健康保険被保険者証
- 健康保険被保険者証
- 船員保険被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 国家公務員共済組合の組合員証
- 地方公務員共済組合の組合員証
- 私立学校教職員共済制度の加入者証
- 国民年金手帳
- 特別児童扶養手当証書
- 児童扶養手当証書
- 精神障害者保健福祉手帳
- 母子健康手帳

B書類

- 印鑑登録証明書
- 外国人登録原票の写し
- 外国人登録原票の記載事項証明書
- 戸籍謄本・抄本(戸籍の附票の写しが添付されているもの)
- 住民票
- 住民票の記載事項証明書
- その他 官公庁から発行・発給された書類

